

# 日野市公の施設の指定管理者候補者選定基準

日 野 市

令和 4 年（2022 年）8 月 15 日策定

## 1 選定の審査項目

日野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条に基づき、下記の項目を審査項目とする。

審査項目	
1	公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること（第4条第1号）
2	事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること（第4条第2号）
3	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること（第4条第3号）
4	個人情報等について適正な管理が確保されること（第4条第4号）
5	その他市長等が必要と認める事項（第4条第5号）

## 2 共通的な審査の視点

### (1) 公の施設について市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されていること

- ① 市民の平等な利用及びサービスの向上が確保されているか。
- ② 誰でも利用できる配慮はなされているか。
- ③ 利用者の意見を反映する仕組みがあるか。
- ④ 施設の特性を生かしたサービスが提案されているか。...サービスの中身の向上
- ⑤ 地域との連携が図れているか。
- ⑥ 障害者差別解消法に基づき適切な施設運営を行う体制が整えられているか。

### (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に要する経費の縮減を図ることができるものであること

- ① 施設の目的を、効果的かつ効率的に達成できるものになっているか。（企画・宣伝・営業等）
- ② 事務効率、経費削減等の工夫がされているか。

### (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的な能力を有していること

- ① 安定したサービスを提供するための職員体制、職員研修が実施できるか。
- ② 適正な経理処理ができるか。
- ③ 同種の施設管理運営実績があるか。
- ④ 防災・防犯対策及び非常災害時等の危機管理対応策は適切か。
- ⑤ 日常的な安全管理は十分に考えられているか。
- ⑥ 専門的な知識・技能・設備等は確保されているか。
- ⑦ 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がされているか。

### (4) 個人情報等について適正な管理が確保されること

### (5) その他市長等が必要と認める事項

- ① 環境への配慮がされているか。
- ② 事業に対する熱意・意欲、積極性が感じられるか。
- ③ その他当該施設の運営に特筆すべき提案があるか。

### 3 採点の基準・配点

採点の基準（各委員が審査する項目の合計は 150 点満点）

5 点	要件を十分に満たしている。
4 点	多少工夫の余地があるものの、ほぼ要件を満たしている。
3 点	基本的な水準を満たしている。
2 点	多くの問題点があり、基本的な水準に達していない。
1 点	全く要件を満たしていない。

### 4 候補者選定

#### 〔公募による選定〕

採点表に基づき各委員が採点（1 委員あたり 150 点満点）し、委員全員の点数を合計して、事業者の得点を算出する。

一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、評価点満点（150 点×採点した委員数）の 6 割以上の得点を有することを必要とする。

評価点満点の 6 割以上の得点を有した事業者の中で、次の順により、指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

- ①各委員の順位を点数とし、点数の合計が最小の事業者
- ②順位の点数が同点の場合、指定管理料の提案額の総額が最も低い事業者
- ③指定管理料の提案額の総額が同額の場合、委員長が適当と認める方法により、委員の多数決で決する。

点数及び順位は公表する。指定管理者候補者以外の事業者名は公表しない。

#### 〔公募をしたが 1 者しか応募がなかった場合の選定〕〔公募によらない選定〕

当該事業者が一定の管理運営能力を有する事業者であるか、また、指定管理者候補者となり得る事業者であるかを判断するために、公募による選定と同様に採点する。評価点満点の 6 割以上の得点を有した場合に指定管理者候補者として選定すべき事業者とする。

点数は公表する。事業者名は公表する。